
AMT/NEWSLETTER

Banking & Finance - Insurance

2026年5月22日

保険仲立人の活用促進等に向けた改正の概要

弁護士 村井 恵悟 / 弁護士 津江 紘輝 / 弁護士 高野 聖也
監修 弁護士 出張 智己 / 弁護士 福田 直邦 / 弁護士 若狭 一行

Contents

- I. 保険仲立人の活用促進等に向けた改正の経緯及び全体像
- II. 改正の概要(媒介手数料の受領方法の見直しを除く。)
 - 1. 保証金制度の見直し
 - 2. 保険仲立人と保険代理店等の協業の見直し
 - 3. 海外直接付保における保険仲立人の活用
 - 4. 保険仲立人の不祥事件の届出義務の新設
- III. まとめに代えて

I. 保険仲立人の活用促進等に向けた改正の経緯及び全体像

保険仲立人制度は、1995年の保険業法改正において、販売チャネルの多様化を通じた販売面での競争促進の観点から、諸外国の例も参考にしつつ創設され、1996年4月に施行された。創設当時、保険仲立人は、顧客から委託を受けて、保険会社から独立した立場から顧客に最もふさわしい保険商品をアドバイスする役割を担うことが期待されていた。しかし、その導入以来、保険仲立人による取扱保険料のシェアは伸び悩んでおり¹、十分に活用されているとは言い難い状況が続いていた。そのような中、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書(以下「有識者会議報告書」という。)(2024年6月25日付)²において、企業向け保険市場の更なる発展を図る観点から保険仲立人制度を見直すことが提言され(有識者会議報告書19頁)、「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書(以下「損害保険業等WG報告書」という。)³(2024年12月25日付)では、「販売チャネルをより多様化させ、販売面での競争をより促し、我が国の保険市場の健全な競争環境の実現につながる」よう(損害保険業等WG報告書12頁)、保険仲立人の活用促進のための規制緩和と、保険仲立人の活動拡大に伴うモニタリングの強化が提言されるに至った。

かかる提言を踏まえ、2025年5月30日に「保険業法の一部を改正する法律」が成立し(2025年6月6日公布)(以下、

1 損害保険における募集形態別の元受正味保険料のシェア率推移については、損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ(以下「損害保険業等WG」という。)第1回事務局説明資料 (https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/siryou/20240927/3.pdf)10頁参照。2023年度の保険仲立人のシェアは0.9%。

2 <https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/houkokusyo.pdf>

3 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20241225/1.pdf

同法による改正後の保険業法を「改正保険業法」という。) ⁴、保険業法の改正に伴う保険業法施行令の改正政令がパブリックコメントを経て 2025 年 12 月 19 日に公布された(以下、改正後のものを「改正施行令」という。) ⁵。また、同年 12 月 17 日、改正保険業法を踏まえて、保険業法施行規則及び保険会社向けの総合的な監督指針(以下「監督指針」という。)の改正案が公表され、2026 年 3 月 30 日にパブリックコメントの結果が公表された(以下、それぞれ改正後のものを「改正府令」、「改正監督指針」という。) ^{6,7,8}。なお、2025 年 8 月 28 日に、保険仲立人の媒介手数料の受領方法の見直しを含む保険会社向けの総合的な監督指針の改正が行われ、同日付で適用が開始された。

本ニュースレターは、これらの改正のうち、下記②から⑤までの改正について、必要に応じてパブリックコメントへの回答にも触れながら解説する。

	改正項目	
①	保険仲立人の媒介手数料の受領方法の見直し	当事務所のニュースレター(2025 年 5 月 30 日)参照 ⁹
②	保証金制度の見直し	本ニュースレターにて解説
③	保険仲立人と保険代理店等の協業の見直し	
④	海外直接付保における保険仲立人の活用	
⑤	保険仲立人の不祥事件の届出義務の新設	

参考までに、有識者会議報告書及び損害保険業等 WG 報告書による提言の主な内容及びそれに対応する改正等¹⁰を示した一覧表を本ニュースレターの末尾に掲載している。改正保険業法の施行日は 2026 年 6 月 1 日¹¹であるが、当該一覧表は今後の動向次第で若干流動的な部分があり得る点は、留意いただきたい¹²。

4 損害保険業等 WG 報告書に関する詳しい内容は、当事務所のニュースレター(2025 年 1 月 31 日号)を参照されたい。また、2025 年 3 月 7 日に国会に提出された保険業法の一部を改正する法律案(以下「改正保険業法」という。)に関する解説は、当事務所のニュースレター(2025 年 3 月 25 日号)を参照されたい。なお、これまでの保険業法令等の改正に関する当事務所のニュースレターは、本ニュースレターの末尾の表も参照されたい。

5 <https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251219/20251219.html>

6 「令和 7 年保険業法改正に係る内閣府令等の公布及びパブリックコメント結果の公表について」(以下「府令パブコメ」という。)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330/20260330.html>)

「令和 7 年改正保険業法(1 年以内施行)に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等の公表について」(以下「監督指針パブコメ①」という。)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330-2/20260330-2.html>)

「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等の公表について」(以下「監督指針パブコメ②」という。)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330-3/20260330-3.html>)

7 ただし、乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保に係る部分は、別途の公表が予定されている。

8 2026 年 3 月 19 日には改正保険業法及び改正府令に係る少額短期保険業者向けの監督指針の改正案についても公表されている。当該改正案では、少額短期保険業者が他の少額短期保険業者と共同保険契約を引き受ける場合の取扱いについても、明確化を図る観点からの改正案が示されている。

「令和 7 年改正保険業法(1 年以内施行)に係る「保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)」の一部改正(案)の公表について」

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260319-1/20260319-1.html>)

「「保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)」の一部改正(案)の公表について(保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)関係)」

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260319-2/20260319-2.html>)

「「保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)」の一部改正(案)の公表について」

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260319-3/20260319-3.html>)

9 ただし、当該ニュースレターは、パブリックコメントの結果公表前のものである点には留意されたい。

10 損害保険協会(以下「損保協会」という。)により、ガイドラインの策定予定等が「お客さま・社会からの信頼回復に関する損保協会の取組み」と題するウェブサイト(<https://www.sonpo.or.jp/news/shinrai/index.html>) (以下「損保協会特設サイト」という。)において公表されている。なお、本ニュースレターの末尾に掲載している一覧表に示した取組みのほか、損保協会は、「募集コンプライアンスガイド」(情報管理版)の策定、会員会社向けコンプライアンスセミナーの開催、損害保険会社に係る個人情報保護指針に基づく対象事業者 4 社に対する指導及び全ての対象事業者に対する個人情報保護法及び「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等の遵守についての要請、といった個人情報保護法等遵守態勢の整備のための取組みその他の取組みを実施している。

11 「令和 7 年保険業法改正に係る政令の公布及びパブリックコメント結果の公表について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251219/20251219.html>)及び 2025 年 12 月 19 日付官報(号外第 277 号)

12 2025 年 9 月 19 日付の生命保険協会(以下「生保協会」という。)¹²「顧客本位の業務運営を推進する今後の取組み～法令・監督指針改

II. 改正の概要(媒介手数料の受領方法の見直しを除く。)

1. 保証金制度の見直し

損害保険業等 WG 報告書の提言	改正施行令の内容
<p>■ 現行の保険仲立人の保証金の供託(保険業法第 291 条第 1 項・同条第 2 項・同法施行令第 41 条)が新規参入者にとって相応に高いハードルになっているとの指摘がある。まずは保険仲立人の新規参入を促す観点から、保証金の最低金額については、2,000 万円から 1,000 万円に引き下げることが適切である¹³。 (損害保険業等 WG 報告書 12 頁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険仲立人の保証金の最低金額を 2,000 万円から 1,000 万円に引下げ(改正施行令第 41 条)。 ● 保険仲立人賠償責任保険契約を締結した保険仲立人が保証金の一部の供託をしないことができる額として当局に承認されうる額も、2,000 万円から 1,000 万円に引下げ(改正施行令第 44 条第 2 項)。

2. 保険仲立人と保険代理店等の協業の見直し

損害保険業等 WG 報告書の提言	改正府令・改正監督指針の内容
<p>■ 保険仲立人と保険代理店等が各々の役割及び責任分担を事前</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険仲立人と保険募集人¹⁴による同一契約の共同取扱い^{15、16}を解禁(改正監督指針 V-4-1(2))^{17、18}。

正等を踏まえた、会員各社と保険代理店との適切な関係性の構築の推進等の取組み～」によれば、以下の見直しが今後予定されている(https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250919_2.pdf)。

- (1) 「代理店業務品質評価運営」における評価基準・評価方法の見直し
 - (ア) 2026 年度調査において、見直した評価基準や評価方法に基づき、全認定代理店について再評価を実施予定
- (2) 監督指針改正等を踏まえた協会ガイドラインの新設・改正
 - (ア) 「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」の新設(2025 年 9 月 19 日公表済)
 - (イ) 「代理店監査の高度化」に係るガイドラインの改正(2026 年 5 月 13 日公表済)
 - (ウ) 「比較推奨販売」に係るガイドラインの改正
 - (エ) 「募集代理店共通自己点検表」の点検項目の見直し
- (3) 代理店への過度な便宜供与に関する通報制度の新設
 - (ア) 生保協会内に、生命保険会社の役職員からの通報窓口を新設(2026 年 4 月に運用開始済み(脚注 69 参照))

13 なお、現行法における保証金の額は、過去 3 年間に保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料の額等を合計した金額(最低金額 2,000 万円、上限 8 億円)とし、うち 2,000 万円は現金等で供託すること、それを超える金額は保険仲立人賠償責任保険の契約で代替できることが定められているところ、過去 3 年間の手数料の合計金額について見直すことは、保険仲立人の規模によっては保証金額に大きな影響を及ぼす可能性があるため、今般の一連の措置を受けた保険仲立人の活動状況の変化を見極めた上で改めて検討することが適切であるとされている(損害保険業等 WG 報告書 13 頁)。

14 生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人をいう(保険業法第 2 条第 23 項)。

15 保険仲立人等がリスクマネジメント関連サービスのみを提供し、保険契約の締結の媒介には携わず、保険募集は保険募集人が全て講ずるようなケースは、ここにいう同一契約の共同取扱いには該当しない(監督指針パブコメ②No.52)。

16 保険業法第 275 条第 3 項により保険募集の再委託は引き続き禁止されているため、共同取扱いによる協業が行われるからといって、内閣総理大臣の認可を受けない限り、保険募集の再委託は認められないとされている(監督指針パブコメ②No.34、36、41)。保険仲立人が、保険募集人等に対して、保険募集の対価として手数料等を支払うことや、保険募集人等が、保険仲立人に対して、保険募集の対価として手数料等を支払うことは、内閣総理大臣の認可を受けない限り、保険業法第 275 条第 3 項に違反する(監督指針パブコメ②No.42、49、71)。一方、「保険募集に該当しない事務手続等」としては、例えば募集関連行為等といった事務手続が含まれるとされている(監督指針パブコメ②No.39、93)。

17 なお、今般の同一契約の共同取扱いの解禁は、全ての保険募集人等及び保険仲立人との間で認められるものであり、対象の限定はないとされている(監督指針パブコメ②No.67)。また、同一企業グループに属する保険仲立人と保険募集人による同一契約の共同取扱いも否定されていない(監督指針パブコメ②No.73)。

18 金融サービス仲業者との協業は解禁されていない(監督指針パブコメ②No.92)。

損害保険業等 WG 報告書の提言	改訂府令・改訂監督指針の内容
<p>に顧客に説明する等の保険契約者の誤認防止措置を前提として、保険仲立人と保険代理店等の協業を認める。</p> <p>(損害保険業等 WG 報告書 14 頁)</p>	<p>● ただし、同一契約の共同取扱いに関して、以下の事項の遵守を要する。</p> <p>【保険仲立人等の義務・禁止行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用人(以下「保険仲立人等」という。)が、保険会社及び少額短期保険業者(以下「保険会社等」という。)¹⁹又は保険募集人²⁰(以下「保険募集人等」という。)と、同一契約の共同取扱いを行う場合には、顧客の誤認防止の観点から、保険媒介業務を行う前に、顧客に対して、次に掲げる事項について説明の上、同意を取得すること(改訂監督指針 V-4-1(2)①)²¹。同意の取得に際しては、顧客が下記の業務分担の内容を確実に認識できるよう、保険仲立人等は、文書等で同意を取得する措置を適切に講じること(改訂監督指針 V-4-1(2)②注)。 ◇ 保険仲立人等と保険募集人等における立場の違い²² ◇ 保険募集人等との間で合意した業務分担の内容(想定される業務量や業務分担割合も含む。) ➢ 保険仲立人等は、金融サービス仲介業者(顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く。)と、同一契約の共同取扱いを行わないこと(改訂監督指針 V-4-1(2)③)。 ➢ 保険仲立人等は、原則として、保険募集人等又は金融サービス仲介業者(顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く。)に保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行²³をさせないこと(改訂監督指針 V-4-1(2)④)。 <p>【保険募集人等の義務・禁止行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保険募集人等が、保険仲立人等と同一契約の共同取扱いを行う場合には、保険募集人等は、事前に、保険会社等に対して、保険仲立人等との間で合意した業務分担の内容²⁴(想定される業務量や業務分担割合も含む。)を説明の上、同意を取得すること(改訂監督指針 V-4-1(2)②)。 同意の取得に際しては、保険会社等が当該業務分担の内容を確実に認識できるよう、保険募集人等は、文書等で同意を取得する措置を適切に講じること(改訂監督指針 V-4-1(2)②注)。 ➢ 保険募集人等は、金融サービス仲介業者(保険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く。)と、同一契約の共同取扱いを行わないこと(改訂監督指針 V-4-1(2)⑤)。

19 保険仲立人が保険商品の選択に当たって必要と判断する場合において、保険仲立人と保険会社が顧客に対し、共同して情報提供や説明を行いながら、最適な保険商品を提供する等、今後保険会社等と保険仲立人の協業の可能性があると考えられている(監督指針パブコメ②No.45、68)。

20 保険仲立人等と保険募集人等の業務分担に関して、例えば、保険契約締結に至るまでの媒介業務等を保険仲立人が行い、保険契約の締結に関連する業務を保険代理店が行う、といった業務分担を行う場合が挙げられている(監督指針パブコメ②No.76)。

21 保険会社等が保険仲立人等と同一契約の共同取扱いを行う場合には、保険会社等の同意の要否という論点は顕在化しないものの、各保険会社の判断において、保険仲立人との間で合意した業務分担の内容を、保険会社の内部で適切に共有のうえ、確認することが望ましいとされている(監督指針パブコメ②No.88)。

22 立場の違いに加えて、立場の違いに由来する権限の違いについても説明を行うことも考えられるが、そのような対応は「望ましい」とされるに留まっている(監督指針パブコメ②No.79)。

23 「保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行」は、保険募集に該当するような事務手続を第三者に委託することであり、「保険募集の委託」の一類型を指すものとされている(監督指針パブコメ②No.35)。

24 前掲注 20 参照。

損害保険業等 WG 報告書の提言	改訂府令・改訂監督指針の内容
	<p>➤ 保険募集人等は、原則として、保険仲立人等又は金融サービス仲介業者(保険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く。)に保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行をさせないこと(改訂監督指針 V-4-1(2)⑥)。</p>

(1) 背景

従前、保険仲立人と保険代理店等の立場の相違を踏まえて、顧客の誤認防止の観点から、監督指針において、保険仲立人が保険代理店等と同一契約の共同取扱いを行うことは認められていなかった。しかし、「複数の企業が出資するプロジェクト等に対する保険を共同で組成する際には出資する企業と関係のある保険代理店が参加することが多いところ、ここに保険仲立人が参加しようとする保険代理店との協業に該当してしまい参加ができない、といった問題が生じていた。そこで、「保険仲立人の国内外の豊富なネットワークや専門的知見を活用し、顧客企業等に対して、より適切な保険プログラムの提供が可能となるよう」、「保険仲立人と保険代理店等が各々の役割及び責任分担を事前に顧客に説明する等の保険契約者の誤認防止措置を前提として」、「保険仲立人と保険代理店等の協業を認めるべき」と提言された(損害保険業等 WG 報告書 14 頁)。

なお、今般の改正では、保険仲立人と保険募集人による同一契約の共同取扱い以外の、保険仲立人の独立性確保に関する監督指針上の各種要請(具体的には、監督指針 V-4-1(3)(店舗共用)、V-4-1(4)(情報提供)、V-4-2(関係募集人等との関係)、V-4-3(保険会社等との関係))は改正されていない。

(2) 顧客及び保険会社等からの同意の取得

現行法上も、保険仲立人は、保険契約の締結の媒介を行おうとするときは、顧客に対し、保険仲立人の権限に関する事項を含んだ書面の交付又は電磁的方法による情報提供をすることが求められている(保険業法第 294 条第 4 項第 2 号・同条第 5 項、同法施行規則第 227 条の 3 第 1 項)。改訂監督指針は、保険仲立人と保険募集人等の協業に際しては、上記のような説明のみならず、保険仲立人と保険募集人等との損害賠償責任の明確化の観点から、保険募集人等との立場の違いについて顧客が明確に認識できるよう、想定される業務量や業務分担割合等も含めて文書等の方法で説明を行った上で²⁵、上表のとおり、顧客及び保険会社等の同意を取得することを求めている。

当該同意は、保険媒介業務の前に、顧客及び保険会社から取得されることが必要であるとされている²⁶。また、保険媒介業務中に業務範囲の変更がなされた場合には、その都度、遅滞なく、顧客及び保険会社等に対して説明した上で同意を取得する必要があるとされていることにも留意すべきである²⁷。

なお、改訂監督指針に基づく上記の同意とは別に、保険仲立人等と保険募集人等の間で、顧客の個人データを共有する場合には、別途、個人情報保護法上、原則として同意の取得が必要となる(個人情報保護法第 27 条第 1 項柱書)²⁸。また、保険仲立人が顧客から得た非公開情報は、保険契約の交渉、維持若しくは更改のための通常の過程又はその顧客の保険金請求を処理する場合以外には、顧客の同意がない限り、使用又は開示しないものとされている(監督指針 V-5-3(5))。そうした情報共有を行う場合には、これらの同意は、改訂監督指針に基づく上記の同意とは別に取得する必要があるとされていることにも留意すべきである²⁹。

²⁵ 監督指針パブコメ②No.78。

²⁶ 監督指針パブコメ②No.59、82、83

²⁷ 監督指針パブコメ②No.65-66、75。

²⁸ 監督指針パブコメ②No.63-64。保険代理店と保険会社の間で顧客の個人データを共有する場合は、個人データの取扱いの委託があることを前提に、本人の同意なく行いうる場合が多いと思われる(個人情報保護法第 27 条第 5 項第 1 号参照)。それに対し、保険仲立人は、通常、保険会社及び保険代理店から保険募集に関して個人データの取扱いの委託を受けないため、その場合には、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 1 号を根拠に本人の同意なく保険仲立人と保険会社・保険代理店の間で顧客の個人データを共有することは認められないと考えられる。なお、保険仲立人と保険代理店との間で、改訂監督指針 V-4-1(1)①注に規定される保険募集に該当しない事務手続等の委託を行うことは認められるが、脚注 16 のとおり、保険募集の委託との区別が論点となる。

²⁹ 監督指針パブコメ②No.63-64。

(3) 手数料

保険会社が、保険仲立人及び保険募集人等の両者に対して手数料を支払う場合には、まずは、保険仲立人と保険募集人等が業務分担等を決定の上、保険会社は、保険仲立人及び保険募集人等とのそれぞれの間で手数料等の金額を決定することが望ましいとされ、また、顧客が保険仲立人に対し手数料等を支払う場合には、まずは、保険仲立人と保険募集人等が業務分担等を決定の上、顧客と保険仲立人との間で、当該業務における手数料等の金額を決定することが望ましいとされている³⁰。

なお、保険募集人等が収受する手数料は保険料に内包されているため、顧客から受領することはできないとされている³¹。

(4) 顧客に対する商品選択に係る助言

保険仲立人は、顧客から委託を受けてその顧客のため誠実に保険契約の締結の媒介を行う誠実義務を負っており(保険業法第 299 条)、その業務の遂行及び保険会社等の選択にあたって、顧客の目的財産の状況等を考慮するとともに、自己が知り得る保険商品の中から、顧客にとって最も適切と考えられるものを、理由を明らかにして助言することが求められている(監督指針 V-5-3(2))。

このような誠実義務を背景に、保険仲立人が保険募集人等と協業する場合においても、保険商品の選択に係る顧客に対する助言は、保険仲立人等が行うことが想定されている。もっとも、場合によっては、保険仲立人等と保険募集人等が共同して助言を行うこともありうるものの、その場合には、それぞれの助言の責任を顧客に明示の上、説明状況を記録しておく等、当該助言の責任の主体を明確化することが必要とされている³²。

(5) 保険会社における対応

保険会社が保険募集人等の「同一契約の共同取扱い」に関して上表に記載の同意を行うにあたっては、保険募集人等の想定される業務量や業務分担割合の明確性、保険会社の引受方針等を踏まえて判断することが求められる。その際、保険会社は、共同取扱いであることのみを理由に同意を拒否することはせず、保険契約の共同取扱いという選択肢が、顧客への最適な保険商品の提供に資するよう、社内規程の整備やシステム手当て等の態勢整備等に取り組むことが望ましいとされている³³。

なお、保険会社は、保険募集人等を適切に監督する必要があるものの、保険仲立人と保険募集人等の間で合意された業務分担どおりに分担されたか否か等、業務の進捗管理の主体ではないとされている³⁴。また、保険会社に保険仲立人の監督義務はなく³⁵、改正監督指針 V-4-1(1)①注に規定される保険募集に該当しない事務手続等を保険仲立人から保険募集人に委託する場合も、当該委託業務の監督義務は保険会社に帰属しないとされている³⁶。

³⁰ 監督指針パブコメ②No.50。

³¹ 監督指針パブコメ②No.96。

³² 監督指針パブコメ②No.54。

³³ 監督指針パブコメ②No.84、85。

³⁴ 監督指針パブコメ②No.87。

³⁵ 監督指針パブコメ②No.74。

³⁶ 監督指針パブコメ②No.40。

3. 海外直接付保における保険仲立人の活用

損害保険業等 WG 報告書の提言	改訂府令の内容
<p>■ 免許を受けていない外国保険業者は、当局による個別審査の上で許可を受けて、日本に住所・居所を有する人等に係る保険契約を締結することができるが、保険仲立人がかかる保険契約の締結の媒介を行うことを可能にする必要がある。</p> <p>また、保険仲立人は、国内外における保険契約に関する専門的知見を活用して、許可要件を満たす旨の調査も併せて担う役割が期待される。</p> <p>(損害保険業等 WG 報告書 14 頁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者による保険業法第 186 条第 2 項の規定による許可申請の申請書に、保険仲立人意見書を添付することを認める(改訂府令第 117 条第 3 項、別紙様式第 10 号の 2)。 ● 保険仲立人又はその役員若しくは使用人が保険募集を行うことができる、免許を受けていない外国保険業者が保険者となる保険契約に、保険業法第 186 条第 2 項の規定による許可に係る保険契約³⁷を追加する(改訂府令第 212 条の 6 第 4 号)。

現行法上、免許を受けていない外国保険業者は、再保険、外航船舶・貨物、商業用航空等の一定の保険契約(保険業法施行令第 19 条、保険業法施行規則第 116 条)を除き、日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約を締結することが、原則として認められていない(いわゆる海外直接付保の禁止)(保険業法第 186 条第 1 項)。ただし、例外的に、免許を受けていない外国保険業者に対して、日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約の申込みをしようとする者が、当該申込みを行う時まで、自ら当局へ当該保険契約の締結についての許可を申請し、個別審査の上で許可を受けた場合には、保険契約を締結することが認められている(保険業法第 186 条第 2 項)。

しかし、同許可を受けるにあたっては、保険契約者自らが許可要件³⁸を満たす旨を調査する実務上の負担が大きいこと³⁹、保険仲立人が媒介可能な保険契約の中には、当該許可を受けて外国保険業者と締結しようとする保険契約が含まれていなかったために、保険仲立人が当該許可に係る保険契約を取り扱えなかったことが指摘された(損害保険業等 WG 報告書 14 頁)。

今般の改正は、保険仲立人が当該許可に係る保険契約の締結の媒介を行うことを可能とした上で、保険契約者による許可申請の申請書に、保険仲立人意見書を添付することを認めるものである⁴⁰。ここで保険仲立人が取り扱える保険種目に限定はなく、保険業法第 186 条第 2 項の規定による許可に係る全ての保険契約を保険仲立人が取り扱えるようになっている⁴¹。これにより、保険契約者の調査負担軽減と許可手続きの迅速化による保険契約者の利便性の向上や、保険の選択肢が増えることで保険契約者のより適切な保険調達が可能となることが期待されている(損害保険業等 WG

³⁷ 改訂府令第 212 条の 6 第 4 号に規定する「保険契約」については、その保険種目に限定はなく、保険業法第 186 条第 2 項の規定による許可に係るすべての保険契約について、保険仲立人が保険募集を行うことができるとされている(府令パブコメ No.196)。

³⁸ 当該保険契約の締結に代えて、保険会社又は外国保険会社等との間において当該契約と同等又は有利な条件で保険契約を締結することが容易でないこと等が許可の要件となっている(保険業法第 186 条第 3 項各号)。

³⁹ 実務上、日本国内の保険会社複数に引受不可の旨を示してもらった書類が証拠として提出されることが多いが、実務上の負担が大きく、当局への申請件数は僅かにとどまっていたとのことである(損害保険業等 WG 第 3 回事務局説明資料(https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/siryou/20241030/1.pdf)19 頁参照)。

⁴⁰ 保険仲立人が媒介を行うことが可能になる保険契約は、保険業法第 186 条第 2 項の規定による「許可に係る保険契約」(改訂府令第 212 条の 6 第 4 号)と規定されている。保険契約者による許可申請の申請書に保険仲立人意見書を添付することが認められる(改訂府令第 117 条第 3 項、別紙様式第 10 号の 2)ことからすると、保険仲立人による媒介業務は当該許可の取得以前から開始されることが想定されていると思われるが、「許可に係る保険契約」の解釈が論点になると考えられる。

⁴¹ 府令パブコメ No.196。

4 保険仲立人の不祥事件の届出義務の新設

損害保険業等 WG 報告書の提言	改政府令・改正監督指針の内容
<p>■ 保険仲立人の活用を促進するための措置を講じていくと同時に、そのように活動が拡大してもなお顧客等からの信頼を確保し続けられるよう、保険仲立人に対する当局によるモニタリングを強化していくことも重要である。</p> <p>当局が即座に問題を把握できるよう、保険仲立人が不祥事件を起こした場合、当局にその旨を届け出る義務を課すべきである⁴²。</p> <p>(損害保険業等 WG 報告書 15 頁)</p>	<p>【不祥事件届出制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険仲立人は、「不祥事件」が発生したことを知った⁴³日から 30 日以内に、当該不祥事件の概要その他の事項を記載した届出書(監督指針別紙様式第 5 号)⁴⁴を提出すべき義務を負う(改政府令第 220 条第 1 項第 3 号、第 3 項、改正監督指針 V-7(2)②ア)。 ● 上記の「不祥事件」は、保険仲立人である個人又は保険仲立人である法人の役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう(改政府令第 220 条第 4 項)。 <ol style="list-style-type: none"> ① 保険仲立人の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為⁴⁵ ② 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反する行為 ③ 保険業法第 294 条第 1 項、第 294 条の 2 若しくは改正保険業法第 300 条第 1 項の規定、保険業法第 300 条の 2 において準用する金融商品取引法第 38 条第 3 号から第 6 号まで若しくは第 9 号若しくは第 39 条第 1 項の規定若しくは保険業法施行規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項の規定に違反する行為又は保険業法第 307 条第 1 項第 3 号に該当する行為 ④ 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失のうち、保険仲立人の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの ⑤ 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので発生地の監督当局に報告したもの ⑥ その他保険仲立人の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの <p>【不祥事件等に対する監督上の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不祥事件等の発覚の第一報 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保険仲立人又はその役員若しくは使用人(以下、本表中では単に「保険仲立人」という。)において不祥事件等が発覚し、第一報があった場合、

⁴² 改政府令の前提として、改正保険業法において、保険仲立人の届出義務の対象について「その他内閣府令で定めるとき」との条項が追加されている(改正保険業法第 290 条第 1 項第 8 号)。なお、改正保険業法に関する解説は、当事務所のニュースレター(2025 年 3 月 25 日号)を参照されたい。

⁴³ 不祥事件が発生したことを保険仲立人が知ったといえるかは、保険仲立人が知ったといえる程度の主体が不祥事件の発生について知ったといえるかを個別に判断する必要があるとされている(府令パブコメ No.199)。

⁴⁴ 府令パブコメ No.199。

⁴⁵ ここでの犯罪行為は、犯罪行為自体が業務行為である必要はないとされている(府令パブコメ No.199)。

損害保険業等 WG 報告書の提言	改訂府令・改訂監督指針の内容
	<p>又は保険仲立人から第一報がなく、不祥事件等届出書の提出があった場合には、以下の点が監督上確認される(改訂監督指針 V-7(1))。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及び社内規則等に基づく取締役会等への報告を行っているか。 ◇ 刑罰法令に抵触している恐れのある事実については、警察等関係機関等へ通報しているか。 ◇ 事件とは独立した部署(内部監査部門等)での事件の調査・解明を実施しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ● 不祥事件等届出書の受理 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等宛の不祥事件等届出書を当該財務局等が受理する(改訂監督指針 V-7(2)①)。 ➢ 財務局等においては、各保険仲立人から受理した不祥事件等届出書の内容及び受理件数について1ヵ月分を取りまとめの上、翌月10日までに金融庁監督局保険課宛て報告する。ただし、財務局等において緊急性が認められると判断するときは、随時、金融庁監督局保険課宛て報告する(改訂監督指針 V-7(2)①)。 ➢ 不祥事件等届出書の受理にあたって、以下の点が監督上確認される(改訂監督指針 V-7(2)②)。 ◇ 当該届出書が法令の規定に基づき届出が適切に行われているか。 ◇ 保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合⁴⁶であるにもかかわらず、保険仲立人が公表していない場合には、公表の検討が適切に行われているか。 ● 業務の適切性の検証 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 不祥事件と業務の適切性の関係について、以下の点が検証される。また、検証にあたっては、監督指針 III-4-1 なお書き①②の要因⁴⁷も踏ま

46 たとえば、顧客の金銭を費消流用したことにより伏在調査が必要となる場合や、個人情報漏洩を発生させたことで不特定多数の者に注意喚起する必要がある場合など、顧客被害が生じるおそれがあるときなどを指すものとされている(監督指針パブコメ① No.147)。

47 具体的には以下の要因をいう。なお、「保険会社」は「保険仲立人」に読み替える必要があると考えられる。

① 当該行為の重大性・悪質性

- ア 公益侵害の程度: 保険会社が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。
- イ 利用者被害の程度: 広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。
- ウ 行為自体の悪質性: 例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続ける行為を行うなど、保険会社の行為が悪質であったか。
- エ 当該行為が行われた期間や反復性: 当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。
- オ 故意性の有無: 当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。
- カ 組織性の有無: 当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。さらに経営陣の関与があったのか。
- キ 隠蔽の有無: 問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。
- ク 反社会的勢力との関与の有無: 反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

- ア 代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。
- イ 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
- ウ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
- エ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

損害保険業等 WG 報告書の提言	改政府令・改正監督指針の内容
	<p>えたものとする事、保険仲立人の規模や業務の特性、不祥事件の内容等を踏まえることが求められる(改正監督指針 V-7(3))。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 法人である保険仲立人の不祥事件等届出書の場合 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 当該事件に役員は関与していないか、組織的な関与は認められないか。また、経営者の責任の明確化が図られているか。 ◇ 事実関係の真相究明、同様の問題が他の事務所等で生じていないかの確認・検証及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。 ◇ 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組みが適時適切に行われているか。特に、発生原因が保険仲立人固有の問題である場合⁴⁸は、保険仲立人自身において上記取組みが適時適切に行われているか。 ◇ 内部牽制機能が適切に発揮されているか。 ◇ 役員及び使用人に対する教育・管理・指導は十分か。 ◇ 当該事件の発覚後の対応が適切か。特に、同様又は類似の発生原因により当該保険仲立人の取り扱う他の保険契約等に被害が生じている可能性を踏まえた伏在調査が適切に行われているか。また、必要に応じて関係先への情報共有が適時・適切になされているか。 ➤ 個人である保険仲立人の不祥事件等届出書の場合 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 事実関係の真相究明、同様の問題が生じていないかの確認・検証及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。 ◇ 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組みが適時適切に行われているか。 ◇ 使用人を雇用している場合には、使用人に対する教育・管理・指導は十分か。 ◇ 当該事件の発覚後の対応が適切か。特に、同様又は類似の発生原因により当該保険仲立人の取り扱う他の保険契約等に被害が生じている可能性を踏まえた伏在調査が適切に行われているか。また、必要に応じて関係先への情報共有が適時・適切になされているか。 <ul style="list-style-type: none"> ● 監督上の措置・標準処理期間 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不祥事件等届出書の提出があった場合には、当局は以下の措置を講じる(改正監督指針 V-7(4))。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 財務局等においては、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について、不祥事件の定義(改政府令第 220 条第 4 項各号)のいずれかに該当する行為を行った保険仲立人に対してヒアリングを実施する。また、当該保険仲立人における同様の事案の発生状況等ヒアリングの結果も踏まえ、必要に応じて、当該保険仲立人に対して保険業法第 305 条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があると認められる場合には、保険業法第 306 条又は第 307 条に基づき行政

48 例えば、態勢整備が不十分であるなど、不祥事件等を発生させた保険仲立人に特有な事情が発生原因となる場合が想定されている(監督指針パブコメ①No.148)。

損害保険業等 WG 報告書の提言	改政府令・改正監督指針の内容
	<p>処分を行う。なお、財務局等においては、適宜、金融庁との密接な連携に努めるものとする(改正監督指針 V-7(4)①)。</p> <p>◇ 財務局等においては、不祥事件の定義(改政府令第 220 条第 4 項各号)のいずれかに該当する行為を行った保険仲立人の業務を行う区域が、他の財務局等の管轄区域に及び、当該他の財務局等の管轄区域内での被害等が想定される等、必要性が認められる場合には、当該他の財務局等に情報提供する等、密接な連携に努めるものとする(同②)。</p> <p>◇ 金融庁においては、不祥事件の発生状況等を分析し、同様の事案が全国的に多発している傾向が見られる等、必要性が認められる場合には、財務局等に対して情報提供することとする(同③)。</p> <p>▶ 不祥事件等届出書に係る保険業法第 305 条に基づく報告徴求や保険業法第 306 条又は第 307 条に基づく行政処分を行う場合は、当該不祥事件等届出書(保険業法第 305 条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書)の受理の日から原則として概ね 1 ヶ月(財務局等が金融庁への連携や保険仲立人に対して直接ヒアリングを行う場合は概ね 2 ヶ月)以内を目途に行う(改正監督指針 V-7(5))。</p>

(1) 「不祥事件」の定義

上表のとおり、改政府令第 220 条第 4 項において「不祥事件」が定義されているが、これは保険会社及び保険募集人における「不祥事件」を定義する保険業法施行規則第 85 条第 8 項を参考にしたものと思われる。このため、「不祥事件」(特に改政府令第 220 条第 4 項第 6 号のバスケット条項)への該当性を検討する際は、保険会社及び保険募集人における既存の実務が参考になるとと思われる。

(2) 不祥事件等に対する監督上の対応

上表のとおり、改正監督指針 V-7 において不祥事件等に対する監督上の対応が規定されたが、これも保険会社及び保険募集人に関する不祥事件等に対する監督上の対応を規定した監督指針 III-2-16 を参考にしたものと思われる。

なお、上表のとおり、不祥事件の調査に際しては、「事件とは独立した部署(内部監査部門等)」による不祥事件の調査・解明が求められている。コンプライアンス部門であっても、不祥事件の発生した部署等から独立している限り、不祥事件等の事件の調査・解明を実施することが直ちに否定されるものではないが、その場合であっても、当該不祥事件とは独立した部署が調査主体であることが望ましいとされている。また、第三線に当たる内部監査部門等において、上記の調査・解明の適切性を事後的に検証するなど、実効性ある内部監査が実施できる態勢を整備することが望ましいとされている⁴⁹。保険仲立人においては、必ずしも内部監査部門の設置は必須とされていないものの⁵⁰、不祥事件の調査に関して内部統制システムにおける三線管理に言及されている点は注目される。

⁴⁹ 監督指針パブコメ①No.146。

⁵⁰ 『平成 26 年改正保険業法(2 年以内施行)に係る政府令・監督指針案』に対するパブリックコメントの結果等について(<https://www.fsa.go.jp/news/26/hoken/20150527-1.html>) 別紙 1 の保険募集人に関する監督指針 II-4-2-9 についての No.462-463 参照。監督指針 II-4-2-9 は保険仲立人にも準用されている(監督指針 V-5-6)。

III. まとめに代えて

保険仲立人制度の改正も含む改正保険業法の施行日は2026年6月1日であり、その施行が目前に迫っている。そのような中、「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」での議論に基づき、「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」報告書(以下「企業リスクマネジメント高度化検討会報告書」という。)が公表されたことも注目される⁵¹。損害保険業等WG報告書12頁において、「保険仲立人を十分活用できるよう企業側がリスクマネジメント体制及び能力を向上させていくことも重要」と指摘されていたところ、企業リスクマネジメント高度化検討会報告書においては、企業のリスクマネジメントの現状と課題、高度化に向けた対応事項がとりまとめられたが、それに加え、①保険仲介者(保険仲立人及び保険代理店)による企業のリスクやニーズの把握、及び支援の高度化⁵²と、②保険仲介者の人材の高度化⁵³について指摘されていることにも注目される。

また、再保険取引に関する保険会社におけるリスク管理に関する監督上の着眼点を見直すため、2026年4月8日に監督指針の一部改正案が公表され、同年5月11日までパブリックコメントが実施された。再保険分野は、保険仲立人が従前から活躍してきた分野であり、当該改正の動向も併せて注視すべきである⁵⁴。

以上のとおり、保険仲立人を巡る規制のあり方は現在大きな変革期にあり、様々な施策に基づく改正が行われる。当事務所は、これまでも保険仲立人の登録申請・体制整備や再保険取引への法的サポートを提供してきたが、今後も、保険仲立人に関わる改正の動向を注視し、追っていきたい。

⁵¹ <https://www.fsa.go.jp/singi/riskmanagement/houkokusyo.pdf>

⁵² 保険仲介者である保険代理店や保険仲立人は、顧客がどのようなリスクコントロール又はリスクファイナンスを求めているのかを十分に把握しないままサービスを提供している、との指摘を踏まえたものである。保険仲介者には、以下の役割が期待されている(企業リスクマネジメント高度化検討会報告書41-42頁)。

- ・ 単に保険の代理や媒介を行うだけでなく、顧客が実施する全社的なリスクの洗い出しや計量化、重大リスクの選定といったリスクマネジメントの上流プロセスを支援し、その上で、顧客が最適なリスクコントロールやリスクファイナンス策を検討・導入する際のパートナーとして、より顧客のニーズに応じたサービスを提供すること。
- ・ 顧客がリスクファイナンスを検討する段階においては、保険の設計を行う前に、顧客がリスクの保有と移転のバランスを最適化できるよう、顧客のリスク特性や財務体力等に応じたリスク保有額の決定を支援し、リスク保有と移転のバランスを最適化できるようアドバイスすること。
- ・ 保険仲介者が、こうした高度なサービスやアドバイスを提供するためには、顧客のリスクを分析する能力を高め、顧客のリスクコントロールを技術面においても支援できるリスクエンジニアリング機能を強化すること。
- ・ 保険仲介者がリスクマネジメントのプロセス全域にわたって顧客を支援し、日常的に顧客のリスク管理の質を高めるアドバイスを提供することで、その高度化によって国内損害保険市場をグローバル・スタンダードに推し進めていくこと。

⁵³ 保険仲介者には、国内外の損害保険市場動向や損害保険会社、再保険会社のリスクアパタイトといった多様な情報を積極的に活用し、付保方針や補償設計の妥当性を検証できる能力に加え、リスク分析やリスクコントロール、リスクファイナンス、事故対応に関する知識や経験等、様々な能力が求められるが、国内の損害保険市場においては、こうした能力を有している人材が乏しいとの指摘があることを踏まえたものである。保険仲介者には、自らにおいて、国内の損害保険市場等に精通した人材の育成に不断の努力を行うとともに、保険仲介者を含めた損害保険業界においても、このような人材を輩出できるようなエコシステムを構築していくことが重要とされている(企業リスクマネジメント高度化検討会報告書42頁)。

⁵⁴ 当該監督指針の改正案に関しては、当事務所のニュースレター(2026年5月7日号)を参照されたい。

【有識者会議報告書及び損害保険業等 WG 報告書による提言の主な内容及びそれに対応する改正等の一覧表】

提言項目		提言箇所	改正箇所
顧客本位の業務運営の徹底	大規模乗合代理店に対する体制整備義務の強化等 ・ 規制の対象となる大規模乗合代理店の特定 ・ 保険金関連事業(自動車修理業等の、保険金から修理費等の支払を受けることで利益を得られる事業をいう。以下同じ。)を兼業する大規模乗合代理店への対応 ・ 大規模乗合代理店に求める体制整備のあり方等 ・ 大規模乗合代理店以外に関する事業報告書の記載項目の拡充	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・政令 ⁵⁵ ・府令 ⁵⁶ ・監督指針 ⁵⁷ ・協会ガイドライン等 ⁵⁸

55 特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務と同様の体制整備義務を大規模な乗合代理店である生命保険募集人に対して求めるための措置に関して、2026年12月19日、「令和7年保険業法改正に係る政令(案)に対するパブリックコメントの実施について」の意見公募結果が公表され、2026年6月1日から施行される(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251219/20251219.html>)。

56 2026年3月30日、「令和7年保険業法改正に係る内閣府令(案)等に対するパブリックコメントの実施について」の意見公募結果が公表され、2026年6月1日から適用される(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330/20260330.html>)。

57 2026年3月30日、「令和7年改正保険業法(1年以内施行)に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、2026年6月1日から適用される(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330-2/20260330-2.html>)。

また、2026年3月19日、「「保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)」の一部改正(案)の公表について」により改正案が公表されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260319-3/20260319-3.html>)。

58 損保協会により、2024年12月26日、「募集コンプライアンスガイド(追補版)」が公表されている(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g3410i0000005bfu-att/241226_01.pdf)。また、2025年9月5日、「募集コンプライアンスガイド」の改定により、保険代理店の兼業に伴う弊害の防止の観点から、利益相反管理に関する記載が追加された(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/qt6qln0000000fkk-att/250905_01.pdf)。さらに、2026年4月15日、「募集コンプライアンスガイド」の更なる改定により、2025年12月にパブリックコメントが実施された保険業法施行規則及び監督指針の改正内容等を受けて、全面的な見直しが行われており、「特定大規模乗合損害保険代理店」の該当基準や保険募集・兼業業務に関して求められる体制整備等について解説するページの新設、比較推奨販売規制で今後予定されている改正内容について解説する特集ページの追加等が行われている(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2026/a5663v00000043dq-att/260415_02.pdf)。

その他、損保協会特設サイトによれば、損保協会は、募集人資格制度の見直しのため、①損保協会が運営する募集人資格制度の高度化に向けた、継続教育の観点からの制度の充実を図ることが検討中のほか、②損保協会が運営する募集人資格制度の厳格化に向けた、損保一般試験の出題形式の変更、③募集人向けの法令等遵守責任者資格の創設がなされている(https://www.sonpo-dairiten.jp/oshirase/shiken_20250321.html、https://www.sonpo-dairiten.jp/oshirase/hourei_jyunsyu_202508.html)。このうち、③法令等遵守責任者資格の制度に関しては、2026年6月1日から運用を開始することが公表されている。なお、2025年8月20日に損保協会により予告され(https://www.sonpo-dairiten.jp/oshirase/hourei_jyunsyu_202508.html)、2026年6月1日から提供予定とされていた、生損保兼営代理店向けの「法律単位」(CBT 試験)の試験については、実施が見送られることとなったことも、併せて公表されている。これは、2025年12月に公表された特定大規模乗合損害保険代理店及び特定大規模乗合生命保険募集人の要件等を踏まえた受験予定見込者数や、当該試験制度に係るシステム構築費用等を踏まえて、受験手数料が極めて高額となることを見込まれたことによる。そのため、生命保険業界の資格取得が必要な保険代理店に対しては、生命保険協会が実施する試験を別途受験するよう案内がされている(ただし、生命保険業界及び損害保険業界の両資格が必要な者の学習負担を軽減する観点から、テキストの一部を共通の内容で作成している。)(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2026/a5663v0000005i68-att/260511_01.pdf)。

さらに、損保協会により、2026年4月15日、「帳簿保存・事業報告書対応ガイド(規模が大きい特定保険募集人用)」の改定により、規模が大きい特定保険募集人が事業報告書を作成する際の記載例や留意点等についての全面的な見直し、及び、特定大規模乗合損害保険代理店に該当した保険代理店が保険会社へ通知を行う際に使用できる、損害保険業界共通の雛形の作成が行われた(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2026/a5663v00000043b4-att/260415_01.pdf)。

また、生保協会により、2026年4月1日、法令等遵守責任者及び統括責任者としての能力を有することを証する資格を取得しよ

提言項目		提言箇所	改正箇所
	乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	府令 ⁵⁹ ・監督指針 ⁶⁰ ・協会ガイドライン等 ⁶¹
	保険会社による指導等の実効性の確保等	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・府令 ⁶² ・監督指針 ⁶³ ・協会ガイドライン等 ⁶⁴
	損害保険分野における自主規制のあり方の整理(保険代理店の業務品質の第三者評価枠組み等)	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	協会ガイドライン等 ⁶⁵ ※自主規制機関の設置は見送り

うとする者を対象とする「法令等遵守責任者等資格試験」の創設が公表されている(<https://www.seiho.or.jp/exam/notice/202641.html>)。その後、2026年5月13日、「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」を改訂し、特定大規模乗合生命保険募集人の項目の追加等を行っている(<https://www.seiho.or.jp/activity/guideline/pdf/taiseiseibi.pdf>)。

- 59 2026年12月17日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」により改正案が公表されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251217-4/20251217-4.html>)。
- 60 2026年12月17日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について(保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)関係)」により改正案が公表されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251217-3/20251217-3.html>)
また、2026年3月19日、「「保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)」の一部改正(案)の公表について(保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)関係)」により改正案が公表されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260319-2/20260319-2.html>)。
- 61 損保協会により、2024年12月26日、「募集コンプライアンスガイド(追補版)」が公表され、2024年12月18日、「自動車保険のご加入時に知っておきたいポイント」と題するウェブサイトが公表されている。さらに、損保協会により、2025年4月25日、乗合代理店における保険加入時の消費者の意向や認識を把握することを目的に実施された消費者アンケートの実施結果が公表されている(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34i0i0000005bfu-att/241226_01.pdf、<https://www.sonpo.or.jp/insurance/car/point.html>、https://www.sonpo.or.jp/news/shinrai/pdf/enquete_250425.pdf)。
- 62 2026年3月30日、「令和7年保険業法改正に係る内閣府令(案)等に対するパブリックコメントの実施について」の意見公募結果が公表され、2026年6月1日から施行される(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330/20260330.html>)
- 63 「損害保険会社による保険代理店に対する指導等の実効性の確保」に関しては、2025年8月28日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。
また、特定大規模乗合保険募集人に対する教育・管理・指導等に関して、2026年3月30日、「令和7年改正保険業法(1年以内施行)に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、2026年6月1日から適用される(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330-2/20260330-2.html>)。
- 64 損保協会により、2023年11月30日、「損害保険の保険金支払いに関するガイドライン」の改訂版が公表され、2024年9月19日、「修理工場向け写真撮影手引」が公表されている。2025年2月には、事故車の査定を実施するアジャスター向けに不正請求に関する知見を高めるための研修動画の提供を開始した(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34i0i0000003yy6-att/240919_05.pdf)。
- 65 損保協会は、2025年3月28日、「代理店業務品質に関する評価指針(案)」の意見公募結果を公表し、2025年6月12日、代理店の業務品質を中立的な第三者が公正かつ適正に評価する仕組み(「代理店業務品質評価制度」)を運営する第三者機関として、「代理店業務品質評議会」を設置し、2025年度からトライアル運用を実施した(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34i0i00000075wa-att/250328_01.pdf、https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/g34i0i0000007pzf-att/250612_01.pdf)。
また、損保協会は、2026年4月1日付で「代理店業務品質評価本部」を設置し、専門の知識を有する職員が、損害保険代理店と損害保険会社による自己点検チェックの取組みをモニタリング調査するほか、大規模代理店を中心にフォローアップ点検を実施することを公表した。また、損害保険代理店や損害保険会社における不適切事例の通報等窓口も設置し、不適切行為(疑義事例を含む。)の早期発見や是正への活用に通報等を活かしていくものとしている(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/a5663v00000037w0-att/260319_01.pdf)。

	提言項目	提言箇所	改正箇所
	代理店手数料ポイント制度	有識者会議報告書	監督指針 ⁶⁶ ・協会ガイドライン等 ⁶⁷
	保険代理店等に対する便宜供与の適正化	有識者会議報告書	監督指針 ⁶⁸ ・協会ガイドライン等 ⁶⁹
	保険代理店への出向等の適正化	有識者会議報告書	監督指針 ⁷⁰ ・協会ガイドライン等 ⁷¹
	入庫紹介の適正化	有識者会議報告書	協会ガイドライン等 ⁷²
健全な競争環境の実現	共同保険のビジネス慣行の適正化	有識者会議報告書	協会ガイドライン等 ⁷³ ・公正取引委員会 ⁷⁴
	独占禁止法等遵守のための適切な法令等遵守態勢の確立	有識者会議報告書	協会ガイドライン等 ⁷⁵

66 「代理店手数料の算出方法適正化」に関しては、2025年8月28日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている
(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

67 損保協会により、2024年9月19日、「代理店手数料ポイント制度に関する基本的な考え方」が公表されている
(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34I0i0000003yw2-att/240919_04.pdf)。

68 「保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止」に関しては、2025年8月28日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている
(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

69 損保協会により、2024年12月26日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表され、2025年9月5日、保険会社向けの「損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン」が策定されて、損害保険会社による便宜供与の適正化に関する通報制度として、損害保険会社の役職員から通報を受け付ける過度な便宜供与にかかる通報窓口が新たに設置された
(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34I0i0000005bfu-att/241226_01.pdf、
https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/qt6qIn0000000kxk-att/250905_01.pdf)。

一方、生保協会は、2025年9月19日、保険会社向けの「代理店業務品質評価運営」における評価基準・評価方法の見直しを行った。また、生保協会は、同日、保険会社向けの「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」の策定及び「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」の改訂を行った。その後、生保協会の「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」の実効性を確保することを目的として、生命保険会社による便宜供与の適正化に関する通報制度として、生命保険会社の役職員から通報を受け付ける過度な便宜供与にかかる通報窓口が新たに設置された
(https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250919_2.pdf、
<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/tsuhou/>)。

70 「保険代理店等に対する不適切な出向の防止」に関しては、2025年8月28日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている
(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

71 損保協会により、2024年9月19日、「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」(以下「損保協会出向ガイドライン」という。)が公表され、2025年9月18日、損保協会出向ガイドラインが改訂されている
(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34I0i0000003yrf-att/240919_02.pdf)。

また、生保協会により、2025年9月19日、保険会社向けの「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」が公表され、「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」が改訂されている
(https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250919_2.pdf)。

72 損保協会により、2023年11月30日、「損害保険の保険金支払に関するガイドライン」の改訂版が公表されている
(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34I0i0000000e64-att/231130_03.pdf)。

73 損保協会特設サイトによれば、損保協会は、各保険会社の保険料率を統一せず、共同保険を組成する「ディファレンシャル方式」の手順書を策定し、2025年3月に会員各社に周知したほか、シンジケートローンを参考にした「アレンジャー方式」の実現に向けた検討を行うとのことである。

74 公正取引委員会により、2024年10月31日、「共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について」が公表され、独占禁止法遵守の周知徹底について金融庁及び損保協会に対して要請が発出されている。これを受けて、損保協会は、同日、「【協会長コメント】公正取引委員会からの要請を受けての対応について」を公表している
(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031_shinsa.html)。

75 損保協会特設サイトによれば、損保協会により以下の各種施策が講じられている。
2023年12月15日、「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」の改訂
(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34I0i0000000jfi-att/231215_01.pdf)
2024年2月27日、「募集コンプライアンスガイド」を改訂
(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2023/g34I0i0000001jak-att/240227_02.pdf)

提言項目	提言箇所	改正箇所
政策保有株式の縮減	有識者会議報告書	監督指針 ⁷⁶ ・協会ガイドライン等 ⁷⁷
損害保険会社における態勢の確保 ・ 適切な営業推進態勢の確保 ・ 適切な保険引受管理態勢の確保	有識者会議報告書	監督指針 ⁷⁸
保険仲立人の活用促進 ・ 媒介手数料の受領方法及び保証金制度の見直し ・ 保険代理店等との協業の見直し ・ 海外直接付保における保険仲立人の活用 ・ 保険仲立人の不祥事件の届出義務の新設	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・政令 ⁷⁹ ・府令 ⁸⁰ ・監督指針 ⁸¹

2024年3月6日、「保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点」の公表

(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34i0i0000001vc4-att/240306_01.pdf)

2024年10月17日、独占禁止法の遵守に向けた会員会社向けのセミナーの開催(継続実施予定)

(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34i0i0000004sld-att/241108_02.pdf)

2024年10月21日、会員会社のガバナンス態勢強化に向けた、内部監査に関する会員会社向けのセミナーの開催

(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34i0i0000004qbh-att/241108_01.pdf)

2024年12月26日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)の公表

(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34i0i0000005bfu-att/241226_01.pdf)

2025年9月5日、「募集コンプライアンスガイド」を改訂

(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/qt6qln0000000fkk-att/250905_01.pdf)

2025年12月1日、「独占禁止法コンプライアンス・セミナー」の開催

(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/a5663v0000000ayr-att/251201_02.pdf)

76 「政策保有株式の縮減」に関しては、2025年8月28日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

77 損保協会により、2024年9月19日に、「政策保有株式に係るガイドライン」(以下「損保協会政策保有株式ガイドライン」という。)が公表され、2025年9月18日、損保協会政策保有株式ガイドラインが改訂されている(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34i0i0000003ynm-att/240919_01.pdf、https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/qt6qln0000000pt1-att/250918_01.pdf)。

78 「適切な営業推進態勢の確保」に関しては、2026年3月30日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」において、保険金等支払管理態勢に関する事項とともに意見公募結果が公表され、2026年6月1日から適用される(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330-3/20260330-3.html>)。一方、「適切な保険引受管理態勢の確保」に関する改正については、現時点では明らかではない(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251217-4/20251217-4.html>)。なお、「顧客等に関する情報管理態勢の整備」に関しては、2025年8月28日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

また、2026年3月19日、「「保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)」の一部改正(案)の公表について」により改正案が公表されている

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260319-3/20260319-3.html>)。

79 保険仲立人の「保証金制度の見直し」に関しては、2026年12月19日、「令和7年保険業法改正に係る政令(案)に対するパブリックコメントの実施について」により意見公募結果が公表され、2026年6月1日から施行される(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251219/20251219.html>)。

80 「海外直接付保における保険仲立人の活用」及び「保険仲立人の不祥事件の届出義務の新設」に関しては、2026年3月30日、「令和7年保険業法改正に係る内閣府令(案)等に対するパブリックコメントの実施について」の意見公募結果が公表され、2026年6月1日から施行される(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330/20260330.html>)。

81 「仲立人の媒介手数料の受領方法の見直し」に関しては、2025年8月28日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

また、「海外直接付保における保険仲立人の活用」及び「保険仲立人の不祥事件の届出義務の新設」に関しては、2026年3月30日、

提言項目	提言箇所	改正箇所
保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・府令 ⁸² ・監督指針 ⁸³ ・ 協会ガイドライン等 ⁸⁴
企業内代理店に関する規制の再構築 ・ 特定契約比率規制の見直し ・ 保険仲立人への特定契約比率規制の適用 ・ 「特別の利益の提供」の禁止の観点からの適正化	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	監督指針 ⁸⁵ ・協会ガイドライン等 ⁸⁶
火災保険の赤字構造の改善等 ・ 企業向け損害保険商品のモニタリングの高度化 ・ 火災保険参考純率の算出方法の見直し ・ 参考純率算出及び標準約款作成の対象となる保険種目の拡大	損害保険業等 WG 報告書	府令 ⁸⁷ ・告示 ⁸⁸ ・(監督指針)損害保険料率算出機構

「令和 7 年改正保険業法(1 年以内施行)に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、2026 年 6 月 1 日から適用される

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251217-2/20251217-2.html>)。

さらに、「保険代理店等との協業の見直し」に関しては、2026 年 3 月 30 日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、2026 年 6 月 1 日から適用される

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330-3/20260330-3.html>)。

82 2026 年 3 月 30 日、「令和 7 年保険業法改正に係る内閣府令(案)等に対するパブリックコメントの実施について」の意見公募結果が公表され、2026 年 6 月 1 日から施行される

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330/20260330.html>)。

83 2026 年 3 月 30 日、「令和 7 年保険業法改正に係る内閣府令(案)等に対するパブリックコメントの実施について」の意見公募結果が公表され、2026 年 6 月 1 日から施行される

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330-2/20260330-2.html>)。

84 損保協会により、2024 年 12 月 26 日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表され、2025 年 9 月 5 日、「募集コンプライアンスガイド」が改定されている

(https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g3410i0000005bfu-att/241226_01.pdf、

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/qt6qln0000000fkk-att/250905_01.pdf)。

85 「特別の利益の提供」の禁止の観点からの適正化に関して、2026 年 3 月 30 日、「令和 7 年改正保険業法(1 年以内施行)に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、2026 年 6 月 1 日から適用される

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251217-2/20251217-2.html>)。

86 損保協会特設サイトによれば、損保協会は、「保険代理店経由で契約情報を取得する際の同意書フォーム(ひな型)を策定する」ことを検討中とのことである。

87 料率団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類に関しては、2025 年 8 月 29 日、損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令、及び、新たに参考純率算出の対象となる保険種目を定める告示案の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250829/20250829.html>)。

88 2025 年 4 月 1 日付で、「保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件の一部を改正する件」及び「保険業法施行規則第二百十一条の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準の一部を改正する件」が公布・適用されている。これは、「昨今の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、異常危険準備金の積立を促進するため、損害率の水準が同程度の保険種類における準備金残高について、一体的に管理することを認める等の改正を行うもの」である

(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250401/20250401.html>)。

【保険業法令等の改正に関する当事務所のニュースレター】

	発行年月日	タイトル	内容	リンク
1	2025年 1月31日	金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書の概要—保険募集実務への影響—	<p>I. 損害保険業等 WG 報告書の概要</p> <p>II. 顧客本位の業務運営の徹底</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模乗合代理店に対する体制整備義務の強化等 2. 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保 3. 保険会社による指導等の実効性の確保等 <p>III. 健全な競争環境の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険仲立人の活用促進 2. 保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止 3. 企業内代理店に関する規制の再構築 <p>IV. まとめ</p>	https://www.amt-law.com/insights/newsletters/newsletter_20250131001ja_001/
2	2025年 3月25日	保険業法の改正案について	<p>I. 「保険業法の一部を改正する法律案」の概要</p> <p>II. 顧客本位の業務運営の徹底</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模乗合代理店に対する体制整備義務の強化等 2. 保険会社に対する体制整備義務の強化 <p>III. 健全な競争環境の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止 2. 保険仲立人の不祥事件に関する届出義務の新設 <p>IV. 今後の改正スケジュール</p>	https://www.amt-law.com/insights/newsletters/newsletter_20250325001ja_001/
3	2025年 5月30日	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表	<p>I. 「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の概要</p> <p>II. 顧客本位の業務運営の徹底に向けた改正項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険会社による保険代理店に対する指導等の実効性の確保 2. 代理店手数料の算出方法適正化 <p>III. 顧客本位の業務運営の徹底と健全な競争環境の実現の双方に資する改正項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止 2. 保険代理店に対する不適切な出向の防止 <p>IV. 健全な競争環境の実現に向けた改正項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 政策保有株式の縮減 2. 保険仲立人の媒介手数料の受領方法の見直し <p>V. 情報漏えい事案に関連する改正項目</p> <p>VI. まとめに代えて</p>	https://www.amt-law.com/insights/newsletters/newsletter_20250530002ja_001/
4	2026年 1月23日	比較推奨販売に関する改正案の概要	<p>I. 比較推奨販売に関する改正の背景</p> <p>II. 比較推奨販売に関する改正案の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 比較推奨販売に関する改正案の全体像 2. 比較推奨販売の方法 3. 比較推奨販売に係る体制整備関係 <p>III. まとめに代えて</p>	https://www.amt-law.com/insights/newsletters/newsletter_20260123003ja_001/

	発行年月日	タイトル	内容	リンク
5	2026年 3月6日	大規模乗合保険代理店等に関する内閣府令等の改正案の概要	<p>I. 大規模乗合保険代理店等に関する内閣府令等の改正の経緯</p> <p>II. 大規模乗合保険代理店等に関する内閣府令等の改正案の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定大規模乗合保険募集人に対する体制整備義務の強化(保険募集の業務関連) —保険代理店業務(本業)に関する体制整備義務の強化— 2. 特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化(兼業業務関連) —自動車修理業等の兼業に関する利益相反管理体制整備義務の強化— <p>III. まとめに代えて</p>	https://www.amt-law.com/insights/newsletters/newsletter_20260306001ja_001/
6	2026年 4月10日	大規模乗合保険代理店に対する規制強化に伴う保険会社等に対する体制整備義務の強化等に関する内閣府令等の改正の概要	<p>I. 内閣府令等の改正の経緯</p> <p>II. 内閣府令等の改正の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険会社等に対する体制整備義務の強化 2. 保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止(特別利益の提供の禁止) 3. 保険会社の営業推進態勢 4. 保険会社の保険金等支払管理態勢 <p>III. まとめに代えて</p>	https://www.amt-law.com/insights/newsletters/newsletter_20260410001ja_001/
7	2026年 5月22日	保険仲立人の活用促進等に向けた改正の概要	<p>I. 保険仲立人の活用促進等に向けた改正の経緯及び全体像</p> <p>II. 改正の概要(媒介手数料の受領方法の見直しを除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保証金制度の見直し 2. 保険仲立人と保険代理店等の協業の見直し 3. 海外直接付保における保険仲立人の活用 4. 保険仲立人の不祥事件の届出義務の新設 <p>III. まとめに代えて</p>	(本ニュースター)

以上

■ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

■ 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 村井 恵悟 (keigo.murai@amt-law.com)

弁護士 津江 紘輝 (hiroki.tsue@amt-law.com)

弁護士 高野 聖也 (seiya.takano@amt-law.com)

監修者： 弁護士 出張 智己 (tomoki.debari@amt-law.com)

 弁護士 福田 直邦 (naokuni.fukuda@amt-law.com)

 弁護士 若狭 一行 (kazuyuki.wakasa@amt-law.com)

■ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

■ ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。